

令和8年度分市民税・県民税申告の手引き

南陽市



市民税・県民税の申告につきましては、毎年御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
この所得申告は、前年中の収入がまったく無い場合や少ない場合でも、国民健康保険税や
介護保険料の適正な算出等に必要となりますので、必ず申告書に記入のうえ提出してください。
この『手引き』は、申告書作成を行うにあたっての参考にしてください。なお、不明な点が
ある方、記入方法がわからない方は下記問合せ先までご連絡ください。

申告が必要な方

- (1) 令和8年1月1日現在、南陽市に住所(居所)があった方で、令和7年中に営業等・農業・不動産・配当・雑(年金を含む)等の所得があった方。
- (2) 申告書が届いた方で、令和7年中、収入が給与所得のみで、以下のような方。
 - ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない方。(勤務先に提出の有無をご確認ください。)
 - ②令和7年中2か所以上から給与の支払いを受けた方。
- (3) 令和7年中の収入がなかった方や課税対象所得が無い方。

《ご注意》 1. 市民税・県民税については所得税と異なり、収入金額の多少にかかわらず申告の必要があります。
2. 市民税・県民税の申告書を提出した方は、事業税の申告書が提出されたものとみなされます。
3. 土地・建物に係る譲渡所得、株式の譲渡、配当所得がある方及び住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は
米沢税務署で確定申告をしてください。
(米沢税務署 〒992-8610 米沢市門東町1丁目1-9 TEL (0238) 22-6320)

申告書の提出期限は3月16日(月)です

郵送やe-taxでの申告も可能ですのでぜひご活用ください。

申告の際に必要なもの

1 送付された市・県民税申告書、マイナンバーカードまたは個人番号が記載された住民票、運転免許証などの本人確認ができる書類。

2 所得金額が確認できる書類

- ①営業や不動産収入がある方……収支内訳書、売上げや仕入れの帳簿類、必要経費の領収書等
- ②農業収入がある方……①の他に、新規に購入された農機具(農業用自動車含む)の領収証・農機具修理費の領収証・小作物及び賃耕料支払(受取)明細書・JAからの出荷証明書(米・やさい等)・その他収入及び経費の明らかになるもの。
- ③給与や公的年金収入のある方……令和7年分の源泉徴収票や給与明細書等
- ④その他雑所得や一時所得等のある方……支払証明書や通帳等収入金額が確認できる書類

3 各種領収書または証明書

所得控除を受ける場合は、支払金額等を証明する書類等を添付してください。
(詳しくは、2ページの各控除の記載説明をご覧ください。)

▽提出先及び問合せ先

南陽市税務課市民税係

〒999-2292 南陽市三間通436番地の1

☎ (0238) 40-3211 (代表) 内線222・223・229

☎ (0238) 40-0258 (直通)

申告書の書き方(表面)

(1月1日から12月31日までの内容)

所得から差し引かれる金額

<p>(13) 社会保険料控除</p>	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、令和7年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、その他の社会保険料等がある場合。全額対象となります。 ※国民年金保険料は証明書等の添付または提示が必要です。 ※配偶者やその他の親族の年金から天引きされた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から天引きされた社会保険料は、控除対象外になります。</p>
<p>(14) 小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>小規模企業共済法の規定による小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）及び地方公共団体が行っている心身障害者扶養共済制度に基づく掛金。（控除額は支払った掛金全額）払込証明書を添付するか提示してください。</p>
<p>(15) 生命保険料控除</p>	<p>生命保険契約等に係る保険料や掛金（以下「一般的生命保険料」といいます）、一定の要件を満たす個人年金保険契約等に係る保険料や掛金（以下「個人年金保険料」といいます）、又は、一定の要件を満たす介護保障等契約に係る保険料や掛金（以下「介護医療保険料」といいます）。（控除額は4ページ⑯により算出した額）払込証明書を添付するか提示してください。</p>
<p>(16) 地震保険料控除</p>	<p>1. 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」といいます。）を支払った場合。（控除額は4ページ⑯により算出した額） 2. 平成18年12月31日までに締結した一定の要件を満たす従前の「長期損害保険契約等」の保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合。（控除額は4ページ⑯により算出した額） ※この場合において、当該長期損害保険契約等が上記1の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとされています。払込証明書を添付するか提示してください。</p>
<p>(17)～(18) 寡婦・ひとり親控除</p>	<p>寡婦…あなた（合計所得金額が500万円以下）が夫と死別し、もしくは離婚した後再婚していない場合又は夫の生死が不明な場合で扶養親族がいる場合。ただし、死別又は生死不明の場合は、扶養親族等を有しなくても合計所得金額が500万円以下の場合は該当します。（控除額26万円） ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外</p>
<p>(19) 勤労学生控除</p>	<p>あなたが大学、高校などの学生で合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合。在学証明書等を添付又は提示してください。（控除額26万円）</p>
<p>(20) 障害者控除</p>	<p>あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、その方の氏名、障害の程度を記入してください。身体障害者等級1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、特別障害者になります。（控除額は区分に応じ4ページ⑳のようになります。）障害者手帳を提示してください。※要介護者で「障害者控除対象認定書」の交付を受けている場合も該当します。</p>
<p>(21) 配偶者控除</p>	<p>あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が58万円以下であった方を控除対象配偶者とする場合は、その方の氏名、生年月日及び合計所得金額を記入してください。（控除額は区分に応じ4ページ⑯のようになります）</p>
<p>(22) 配偶者特別控除</p>	<p>あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）を有する場合は、その方の氏名、生年月日及び合計所得金額を記入してください。（控除額は配偶者の所得に応じ4ページ⑳のようになります。最高控除額33万円）配偶者の所得を明らかにできるもの（源泉徴収票など）を提示してください。</p>
<p>(23) 扶養控除</p>	<p>あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円以下であった方を扶養親族とする場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄等を記入してください。（控除額は区分に応じ4ページ⑳のようになります。）なお、扶養親族のうち、年齢16歳未満の方（平成22年1月2日以降に生まれた方）については、16歳未満の扶養親族（控除対象外）欄に記入ください。</p>
<p>(24) 特定親族特別控除</p>	<p>あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下であった方を特定親族とする場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄等を記入してください。（控除額は特定親族の所得に応じ4ページ⑳のようになります。最高控除額45万円）当該親族の所得を明らかにできるもの（源泉徴収票など）を提示してください。</p>
<p>(25) 基礎控除</p>	<p>合計所得金額2,400万円以下…43万円、合計所得金額2,400万円超2,450万円以下…29万円、合計所得金額2,450万円超2,500万円以下…15万円、2,500万円超…0円</p>
<p>(27) 雜損控除</p>	<p>災害・盗難によって生活用の資産に損害が生じた場合及び損害に関連してやむを得ない支出をした場合。また、豪雪で生活に通常必要な住宅の雪下ろし費用や家屋外周の除雪費用を一定額以上支払った場合。（控除額は4ページ⑳により算出した額）災害関連支出の領収書を添付してください。</p>
<p>(28) 医療費控除</p>	<p>従来の医療費控除（最高200万円）</p>
<p></p>	<p>あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、4ページ⑳-1「従来の医療費控除額の計算」によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。「医療費控除の明細書」を添付してください。</p>
<p></p>	<p>医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）（最高8万8千円）</p>
<p></p>	<p>あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして、一定の取り組みを行っており、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは、4ページ⑳-2「セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の計算」によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。</p>
<p></p>	<p>※一定の取り組みとは、人間ドックやインフルエンザの予防接種など法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みをいいます。</p>
<p></p>	<p>【共通】・1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。</p>
<p></p>	<p>未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。</p>
<p></p>	<p>・従来の医療費控除またはセルフメディケーション税制のどちらか一方のみの適用（選択制）となります。</p>

この手引きに記載されている内容は税制改正により変更となる場合があります。

令和8年度分 市町村民税・県民税 申告書

●この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

●この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。		整理番号					
殿		現住所	南陽市三間通〇〇〇番地	業種又は職業			
		1月1日現在の住所	南陽市三間通〇〇〇番地	電話番号	40-XXXX		
		フリガナ	ナンヨウ タロウ	提出年月日			
年	月	日	氏名	南陽 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 △ △ △ △ △ △ △ △ △	
8	3	2	生年月日	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	続柄	

行政区	世帯識別
世帯番号	

<input type="radio"/> 令和7年中 収入なし	理由	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="radio"/> 確定申告書 提出済(予定)	<input type="radio"/> 年末調整済	勤務先	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料 控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険税	215,100 円
	国民年金	41,300
	合計	256,400
⑭ 生命保険料 控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	138,000 円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	11,500 円	50,000 円
⑮ 介護医療保険料 控除	介護医療保険料の計	
	円	
⑯ 地震保険料 控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	40,000 円	27,000 円
⑰~⑲	⑯ 地震保険 ⑰ 交通事故 ⑱ 介護保険 ⑲ 介護保険	⑯ 保険料 ⑰ 保険料 ⑱ 保険料 ⑲ 保険料

●裏面にも記載する欄がありますから注意してください

1 収入金額等	事業	営業等	ア				
	農業	業	イ	6	4	2	8
	不動産	産	ウ	2	0	0	0
	利子	子	エ				
	配当	当才	オ	1	4	0	0
	給与	与カ	カ	3	7	1	1
	公的年金等	キ		4	2	5	0
	業務	ク					
	その他	ケ		3	6	0	0
	総合譲渡	短期	コ				
2 所得金額	長	期	サ				
	一時	シ		6	0	0	0
	事業	営業等	①				
	農業	業	②	2	4	0	5
	不動産	産	③	1	8	2	0
	利子	子	④				
	配当	当	⑤	1	4	0	0
	給与	与	⑥				0
	公的年金等	キ	⑦				0
	業務	ク	⑧				
4 所得から差し引かれる金額	その他	⑨		8	0	0	0
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩	8	0	0	0
	総合譲渡	一時	⑪	3	0	0	0
	合計	⑫	3	1	0	7	1
	社会保険料控除	⑬		2	5	6	4
	小規模企業共済等掛金控除	⑭					
	生命保険料控除	⑮		5	8	0	0
	地震保険料控除	⑯		2	5	0	0
	寡婦、ひとり親控除	⑯～⑯					
	勤労学生、障害者控除	⑯～⑯		5	3	0	0
4 所得から差し引かれる金額	配偶者(特別)控除	⑯～⑯		3	3	0	0
	扶養控除	⑯		9	0	0	0
	特定親族特別控除	⑯					
	基礎控除	⑯		4	3	0	0
	⑬から⑯までの計	⑯		2	5	2	9
	雑損控除	⑯					
	医療費控除	⑯		6	0	6	0
	合計	(⑯+⑯+⑯)		2	5	9	0
	区分	□					
	合計	⑯		2	5	9	0

② 雑損控除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損 害 を 受 け た 資 産 の 種 類
	損 害 金 額	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	差 引 損 失 額 の う ち 災 害 関 連 支 出 の 金 額
	円	円	円
② 医療費控除	支 払 っ た 医 療 費 等	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	
	200,600	円	40,000

※当該親族等が特定親族である場合には「特親」欄に○を記入してください。

※当該親族寺が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。
※別居の挂養親族等がいる場合には、裏面「11」に氏名、個人番号、住所を記入してください。

※「個人番号」欄には、個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）を記載してください。

※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

⑯ 生命保険料控除額の計算

(1) 新生命保険料や介護医療保険料、新個人保険料を支払った場合
新契約の保険料のみの場合は、Dの金額が控除額となります。

年間の支払保険料の金額(合計)		控除額
~12,000円	支払保険料等の全額	
12,001円~32,000円	支払保険料等×0.5+6,000円	
32,001円~56,000円	支払保険料等×0.25+14,000円	
56,001円~	28,000円	

新生命保険料控除額	新個人年金保険料控除額	介護医療保険料控除額	A+B+C
A	B	C	D 新契約生命保険料控除額(最高70,000円)

(2) 旧生命保険料や旧個人年金保険料を支払った場合

旧契約のみの場合は、Gの金額が控除額となります。

年間の支払保険料の金額(合計)		控除額
~15,000円	支払保険料等の全額	
15,001円~40,000円	支払保険料等×0.5+7,500円	
40,001円~70,000円	支払保険料等×0.25+17,500円	
70,001円~	35,000円	

(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合

生命保険料又は個人年金保険料の別に、控除額を計算することができます。

H 生命保険料	Eの金額		控除額
	~28,000円	A+Eの金額(最高28,000円)	円
	28,001円~34,999円	Eの金額	円
I 個人年金保険料	Fの金額		控除額
	~28,000円	B+Fの金額(最高28,000円)	円
	28,001円~34,999円	Fの金額	円
J C+H+I		生命保険料控除額(最高70,000円)	円

⑯ 地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額(合計)	円
B	旧長期損害保険料の金額(合計)	円
C 地震保険料	Aの金額	地震保険料の控除金額
	~50,000円	Aの金額×0.5
	50,001円~	25,000円
D 旧長期保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除金額
	~5,000円	Bの金額
	5,001円~15,000円	B×0.5+2500円
E	C+D	地震保険料控除額(最高25,000円)

上記表にて控除額を計算する場合、一の損害保険契約等または一の長期損害保険契約がAの契約またはBの契約のいずれにも該当するときは、いずれかの一の契約のみに該当するものとなります。

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

㉑ 配偶者特別控除額の計算

A	配偶者の合計所得金額	円	B	配偶者特別控除額	円
上記のAを下記の表にあてはめて算出してください。					
A の 金 額		申告者の合計所得金額(申告書⑯の金額)			
配偶者	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下		
特別控除	0~580,000円	控除額			
者	580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	
特	1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	
別	1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	
控	1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	
除	1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	
	1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	
	1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	
	1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
	1,330,001円~	0円	0円	0円	

特定扶養親族とは……扶養親族のうち、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた者(年齢19歳以上23歳未満)

老人扶養親族とは……扶養親族のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた者(年齢70歳以上の者)

同居老親等とは……老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属(父母・祖父母等)で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている者

㉒ 障害者控除の控除額

普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
260,000円	300,000円	530,000円

※年少扶養親族(16歳未満)の方も、障害者である場合は障害者控除が適用されます。

㉓ 配偶者控除額

	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
配偶者控除(一般の配偶者)下記以外	330,000円	220,000円	110,000円
配偶者控除(老人の配偶者)70歳以上	380,000円	260,000円	130,000円

㉔ 扶養控除額

区分	控除額
一般扶養親族	330,000円
特定扶養親族	450,000円
老人扶養親族	380,000円
同居老親等	450,000円

㉕ 特定親族特別控除額の計算

A	特定親族の合計所得金額	円
B	特定親族特別控除額	円

上記のAを下記の表にあてはめて算出してください。

特定親族特別控除額	Aの金額	控除額
580,001円~950,000円	450,000円	
950,001円~1,000,000円	410,000円	
1,000,001円~1,050,000円	310,000円	
1,050,001円~1,100,000円	210,000円	
1,100,001円~1,150,000円	110,000円	
1,150,001円~1,200,000円	60,000円	
1,200,001円~1,230,000円	30,000円	
1,230,001円~	0円	

㉖ 雜損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A-B(差引損失額)	円
D	申告書の⑯+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除額 円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「I」の金額を転記してください。

㉗ 1 従来の医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B	円
D	申告書⑯+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	医療費控除額 円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「G」の金額を転記してください。

㉘ 2 セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の計算

A	支払った特定一般用医学品等購入費	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円	医療費控除額 円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「D」の金額を転記してください。

申告書の書き方(裏面)

5. 給与所得の内訳

給与	源泉徴収票がない方は1年間の収入状況を給与明細書等により記入してください。給与所得の計算方法は表1で計算し、表面カと⑥に記入します。
----	--

6. 事業所得・不動産所得に関する事項(別紙の収支内訳書を作成してください。)

営業等	卸売業・小売業・製造業・サービス業・医師・外交員・大工・内職などによる収入。
農業	農産物の生産・果樹の栽培などによる収入。
不動産	貸家・賃貸・アパート・貸ガレージ・貸地等による収入。

7. 配当所得に関する事項

配当	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剩余金の分配などの収入。 ※上場株式等の配当所得については、申告分離課税の選択適用ができます。詳しくは市民税係までお問い合わせください。
----	--

8. 雜所得に関する事項

公的年金等	所得の計算は表2で計算し、表面キと⑦に記入します。裏面には記入しないでください。
業務	原稿料・講演料又はシルバー人材センター配分金などの収入。
その他	生命保険契約に基づく年金・互助年金等の収入。

9. 総合譲渡・一時所得に関する事項

総合譲渡	土地・建物以外の資産(車輌・機械器具・特許権など)の譲渡による収入。
一時	損害保険契約等に基づく満期返戻金・賞金・競馬等の払戻金のような一時的な収入。

*土地・建物等の譲渡・有価証券等の譲渡・先物取引・山林所有による収入がある方は申告書が異なりますので、市民税係までお問い合わせください。

13. 寄附金の税額控除に関する事項

寄附金税額控除	次に記載する団体へ行った寄附金の合計が2,000円を超える場合。①都道府県、市区町村(特別区含む) ②山形県共同募金会 ③日本赤十字社山形県支部 ④所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち山形県または南陽市の条例で定めるもの。申告の際は、必ず領収書を添付してください。
---------	--

表1 給与所得の計算

A 給与等の収入金額	給与所得
~650,999円	0円
651,000円 ~1,899,999円	A - 650,000円 円
1,900,000円 ~3,599,999円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) B × 2.8 - 80,000円 円
3,600,000円 ~6,599,999円	B .000円 B × 3.2 - 440,000円 円
6,600,000円 ~8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円 円
※8,500,000円~	A - 1,950,000円 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑥に転記してください。

※給与等の収入金額が850円を超える場合、次の(1)~(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- (1)特別障害者に該当する
- (2)2歳以下の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4)特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円) × 0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

◎表1で算出した給与所得金額および、表2で算出した公的年金等の雑所得の金額が0円ではなく、かつ、2つの所得の合計額が10万円をこえるときは、給与所得の金額(10万円をこえるときは10万円)と公的年金等の雑所得の金額(10万円をこえるときは10万円)の合計額から10万円を控除した残りの額が、給与所得からさらに控除されます。(最大10万円)適用後に算出された金額を申告書の「所得金額」の⑥に転記してください。

表2 公的年金等(雑所得)の計算

A 公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得
昭和36年1月2日以後に生まれた方	~600,000円 0円
	600,001円 ~1,299,999円 A - 600,000円 円
	1,300,000円 ~4,099,999円 A × 0.75 - 275,000円 円
	4,100,000円 ~7,699,999円 A × 0.85 - 685,000円 円
	7,700,000円 ~9,999,999円 A × 0.95 - 1,455,000円 円
	10,000,000円~ A - 1,955,000円 円

区分	A の 金 額	公的年金等の雑所得
昭和36年1月1日以前に生まれた方	~1,100,000円 0円	
	1,100,001円 ~3,299,999円 A - 1,100,000円 円	
	3,300,000円 ~4,099,999円 A × 0.75 - 275,000円 円	
	4,100,000円 ~7,699,999円 A × 0.85 - 685,000円 円	
	7,700,000円 ~9,999,999円 A × 0.95 - 1,455,000円 円	
	10,000,000円~ A - 1,955,000円 円	

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑦に転記してください(ただし、これ以外の雑所得がある場合には合計した上で⑦に金額を転記します)。

申告書記入例(裏面)

5 紙与所得の内訳

日給などの給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		111,700 円
2			108,000
3			71,100
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			80,300
賞 与 等			円
合 計			371,100
法人番号又は所在地	南陽市三間通〇〇〇		
勤 務 先 名	〇□△商事		
電 話 番 号	〇〇-〇〇〇〇		

6 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	南陽市宮内〇〇	200,000 円	18,000 円	円
農業	南陽市三間通〇〇〇	6,428,916	4,023,804	

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
出資の配当	株○○建設	令和7・6	140,000 円	0 円
		・		
		・		

8 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
互助年金	〇〇生命保険	360,000 円	280,000 円

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

取入金額		必要経費		差引金額 (取入金額-必要経費)	特別控除額		所得金額 (差引金額-特別控除額)	
総合譲渡	短期	円	円	円	イ	円	口	円
	長期							
一時	2,000,000	900,000	1,100,000	500,000	ハ	600,000		

右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

10 事業専従者に関する事項

氏名	南陽 一男			統柄	子	生年月日	明・大・昭・平令 3・11・1	専従者給与 (控除)額	500,000 円	
個人番号		1	2	3	4	5	●●●●●	●●●●●	従事月数	12ヶ月
氏名				統柄		生年月日	明・大・昭・平・令 ・・	専従者給与 (控除)額		円
個人番号		:	:	:	:	:	:	従事月数		
氏名				統柄		生年月日	明・大・昭・平・令 ・・	専従者給与 (控除)額		円
個人番号		:	:	:	:	:	:	従事月数		
所得税における青色申告の 承認の有無				承認あり・承認なし				合計額		

12 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	<p>資産の種類</p> <p>損失額、被災損失額(白)</p>
前年中の開(廃)業	<p>開始・廃止</p> <p>月 日</p>
□ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等	源泉徴収票・生命保険料・地震

11 別居の扶養親族等に関する事項

氏名		南陽 さくら		住所	宮城県仙台市青葉区○○一△△		国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払			
個人番号		1:2:3:4	5:X:X:X	X:X:X:X	X						
氏名			住所			国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
個人番号	:	:	:	:	:						
氏名			住所			国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
個人番号	:	:	:	:	:						

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	30,000
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分 (特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

14 紹与・公的年金等に係る所得以外(当年4月1日において65歳未満の方は紹与所得以外)の市町村民税・県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収)
 自分で納付 (普通徴収)

15. 所得金額調整控除に関する事項